

大正大学学長室会議規程

平成 27 年 4 月 1 日
改正 平成 30 年 7 月 3 日

目 次

- 第 1 条 (目的)
- 第 2 条 (構成)
- 第 3 条 (任務)
- 第 4 条 (招集)
- 第 5 条 (協議事項)
- 第 6 条 (開催)
- 第 7 条 (学長室拡大会議)
- 第 8 条 (管掌)
- 第 9 条 (改廃)

附 則

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人大正大学寄附行為細則（以下「寄附行為細則」という。）第 15 条第 2 項に定める、大正大学（以下「本学」という。）の目的である教育、研究、社会貢献の機能をより積極的に推進するうえから、本学が社会から期待される役割を果たすため設置する学長室会議の運営について必要な事項を定める。

(構成)

第 2 条 学長室会議は、学長、副学長、事務局長、理事長特別補佐及び専務理事をもって構成する。

2 学長は、必要と認める場合は、前項以外の役員及び教職員を出席させることができる。

(任務)

第 3 条 学長室会議は、法人役員、並びに大学運営に携わる執行役員、教員及び職員間の意思疎通の向上を図るうえから、学務及び経営の執行に関する協議を行い、学長のガバナンスのもと、円滑な大学運営を遂行できるように補佐する。

(招集)

第 4 条 学長室会議は、学長が招集し、議長となる。

2 学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した者がその職務を行う。

(協議事項)

第 5 条 学長室会議は、次に掲げる事項を審議し、必要事項を処理する。

- (1) 寄附行為細則第 14 条に定める事項
- (2) TSR マネジメント規程第 2 条に定める「5 つの社会的責任」に関する方針
- (3) 前号に定める事項及びブランディング戦略に基づく取り組みの点検・評価結果の改善に関する事項

(4) その他学長が必要と認めた事項

(開催)

第6条 学長室会議は、毎週1回を定例会とし、必要に応じ臨時に開催することができる。

(学長室拡大会議)

第7条 学長は、必要と認める場合は、第2条に定める構成員に加えて学長補佐、執行役員、学部長、研究科長及び事務部長を出席させ、学長室拡大会議を開催することができる。

(管掌)

第8条 この規程の事務管掌は、学長室とする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、常務理事会が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月3日から施行する。